

青森県報

第二百二十二号

令和二年
十月十九日
(月曜日)

目次

- 略痰吸引等業務の登録……………(高年齢福祉保険課) ……一
- 特定行為業務の登録……………(同) ……一
- 公共測量の実施……………(監理課) ……二
- 公共測量の終了……………(同) ……二
- 右 同……………(同) ……二
- 道路の区域の変更……………(道路課) ……二
- 道路の供用の開始……………(同) ……三
- 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出……………(下北地域民局) ……三

告 示

青森県告示第七百六十三号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の規定により、次のとおり略痰吸引等業務の登録をしたので、同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和二年十月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	年月日	氏名又は名称	住所	事業名称	所在地	業務開始年月日	備考
------	-----	--------	----	------	-----	---------	----

青森県告示第七百六十四号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和二年十月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	年月日	氏名又は名称	住所	事業名称	所在地	業務開始年月日	備考
〇三五〇 一四〇	令和 二・〇・九	社会福祉会 人七峰社	弘前市 白銀一丁目 八	山郷障害者 施設	弘前市 白銀一丁目 二六二八	令和 二・〇・九	障害者支 援施設
〇二五〇 一四二	〃	社会福祉会 人七峰社	弘前市 白銀一丁目 八	山郷障害者 施設	弘前市 白銀一丁目 二六二八	〃	生活介護
〇二五〇 一四三	〃	社会福祉会 人七峰社	弘前市 白銀一丁目 八	山郷障害者 施設	弘前市 白銀一丁目 二六二八	〃	短期入所

登録番号	年月日	氏名又は名称	住所	事業名称	所在地	業務開始年月日	備考
〇二〇〇 三〇〇	令和 二・〇・九	社会福祉会 人七峰社	弘前市 白銀一丁目 八	山郷障害者 施設	弘前市 白銀一丁目 二六二八	令和 二・〇・九	障害者支 援施設
〇二〇〇 三〇一	〃	社会福祉会 人七峰社	弘前市 白銀一丁目 八	山郷障害者 施設	弘前市 白銀一丁目 二六二八	〃	生活介護
〇二〇〇 三〇二	〃	社会福祉会 人七峰社	弘前市 白銀一丁目 八	山郷障害者 施設	弘前市 白銀一丁目 二六二八	〃	短期入所

青森県告示第七百六十五号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

青森地方事務局

二 測量の種類

公共測量（四級基準点測量）

三 測量の期間

令和二年十月五日から令和三年二月二十六日まで

四 測量の地域

青森市大字三内字沢部及び稲元の各一部地域

青森県告示第七百六十六号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

六ヶ所村

二 測量の種類

公共測量（空中写真撮影）

三 測量の期間

令和元年七月二十九日から令和二年九月十八日まで

四 測量の地域

上北郡六ヶ所村

青森県告示第七百六十七号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

八戸市

二 測量の種類

公共測量（二級基準点測量作業）

三 測量の期間

令和二年七月二十七日から同年九月二十四日まで

四 測量の地域

八戸市江陽二丁目地内

二級基準点一点

青森県告示第七百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から令和二年十一月十八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和二年十月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類の	路線名	変 更 の 区 間	変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	青森五所川原線	五所川原市大字飯詰字影日沢二二三の三から五所川原市大字飯詰字福泉四七三の一まで	前 六・二〇メートルから 二・五〇メートルまで 後 二・五〇メートルから 六・二〇メートルまで	一、五六一・四〇メートル		
2	県道	五所川原岩木線	北津軽郡板柳町大字夕顔関字西田二二四から北津軽郡板柳町大字五幾形字富田二五の二まで	前 九・二〇メートルから 二・四・八〇メートルまで 後 二・四・八〇メートルから 九・二〇メートルまで	三、一〇四・〇〇メートル		
3	県道	五所川原車力線	北津軽郡中泊町大字中里字山科七八の三からつがる市車力町藤岡一五二の一まで	前 一・九五メートルから 六・九・二〇メートルまで 後 一・九五メートルから 六・九・二〇メートルまで	五、五〇〇・〇〇メートル		

青森県告示第七百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和二年十一月十八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和二年十月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
五所川原車力線	北津軽郡中泊町大字中里字山科七八の三からつがる市車力町中牡丹七の一まで	令和二・〇・二〇

青森県告示第七百七十号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

加入区 の名称	届出事項	期間	場所
	発起人の住所及び氏名		
		指定漁船調書の縦覧	

泊
上北郡六ヶ所村大字泊字焼山二五三の一 松下 誠四郎 上北郡六ヶ所村大字泊字焼山五〇八の二 上野 徳光 上北郡六ヶ所村大字泊字焼山一 中村 忠志
令和二年十月 十九日から同 年十一月二日 まで
泊漁業協同 組合

(発行所・発行人)
 青森市長島一丁目一番一
 号
 青森県

(印刷所・販売人)
 青森市第二間屋町三丁目一番七七号
 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
 定価 小口一枚二付十五円